平成２９年（フ）第６２０号
埼玉県越谷市宮前１丁目６番地14
債務者　有限会社フローレンス企画
代表者取締役　中村　輝夫
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時45分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
香川県高松市松並町617番地７
債務者　有限会社住まいる希描
代表者取締役　篠池　昭次
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時30分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８２６号
北海道函館市若松町18－１　ＴＭＯビル401、商業登記簿上の本店所在地北海道函館市青柳町９番４号
債務者　株式会社ケムズ
代表者代表取締役　茂内　啓介
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　有佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第９３６号
仙台市青葉区中山４丁目16番32―603号
債務者　後藤　和実
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９８５号
宮城県牡鹿郡女川町旭が丘２丁目14番地の１
債務者　鈴木　浩一
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　弘樹
4　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
青森市大字新城字平岡160番地1154、住民票上の住所青森市蛍沢３丁目５番１号　市営住宅戸山団地８－３
債務者　田中　寛美（申立時の姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熨斗　佑城
4　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
青森市佃１丁目14番34号　コーポ桂Ａ号
債務者　斎藤　恵子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒　裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
愛知県みよし市南台120番地、前住所三重県志摩市浜島町浜島3366番地
債務者　カフェレストＰＬＡＹＡこと　谷水　譲
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　克弘
4　破産債権の届出期間　平成30年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月10日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０８号
兵庫県姫路市香寺町相坂770番地
債務者　川嶋　保男
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木宣彰
4　破産債権の届出期間　平成30年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字引地399番地
債務者　植田　聖史
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第２７８０号
横浜市戸塚区深谷町1417番地　レジエ戸塚深谷２―306号
債務者　森口美津子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地16　ビレッジハウス谷山１号棟502号
債務者　畠中　和政
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７０４号
北九州市小倉南区上貫１丁目14番７号
債務者　萩森　公一
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２４１号
群馬県高崎市剣崎町261番地１　グレイスシティＡ202号
債務者　鈴木　雅文
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８８５号
京都市南区久世中久世町２丁目131―205、住民票上の住所京都市南区久世高田町257番地78　桂ガーデンハイツ215号
債務者　木村　泰隆
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井越　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係